

# 民間建築物の 吹付け材のアスベスト分析調査及び吹付けアスベストの 除去工事等を支援します！

## 制度の内容

建築物に吹付けられた建材について行なうアスベスト含有の有無等に係わる分析調査 及び 吹付けアスベスト等の除去等工事（除去、封じ込め又は囲い込みの措置）を行う場合に、その費用の一部を補助する制度です。

## 目的

民間建築物の壁、柱、天井等に吹付けられたアスベストの飛散による市民の健康障害を予防し、生活環境の保全を図ることを目的にしています。



（柱・梁・天井などに吹付けられたアスベストの例）

## 補助の対象となる建築物は？

**小山市内にある建築物が対象です。**

### ・分析調査事業

アスベストを含んでいる可能性のある吹付け建材（綿状のもの又は吹付け仕上塗材に限る）が施工されている建築物。

### ・除去等事業

アスベストを含んでいる吹付け建材（綿状のものに限る）が施工されている建築物。

## 補助対象事業・補助金額など

補助対象事業と対象経費	補助金額
<b>分析調査事業</b> アスベストを含んでいる可能性のある吹付け建材の定性分析及び定量分析に要する経費	対象経費以内の額 （上限 25 万円）
<b>アスベスト除去等事業</b> アスベストを含んでいる吹付け建材（綿状のものに限る）の除去、封じ込め又は囲い込みに要する経費	対象経費の 2/3 以内の額 （上限 180 万円）

## 事前のご相談が必要です！

補助申請にあたっては、**補助対象範囲等の確認のため、「事前相談」**を行っていただきます。  
 ※ご相談の際は、「**配置図**」「**平面図**」「**現況写真**」をお持ちください。また、「**分析調査結果報告書**」があれば併せてお持ちください。

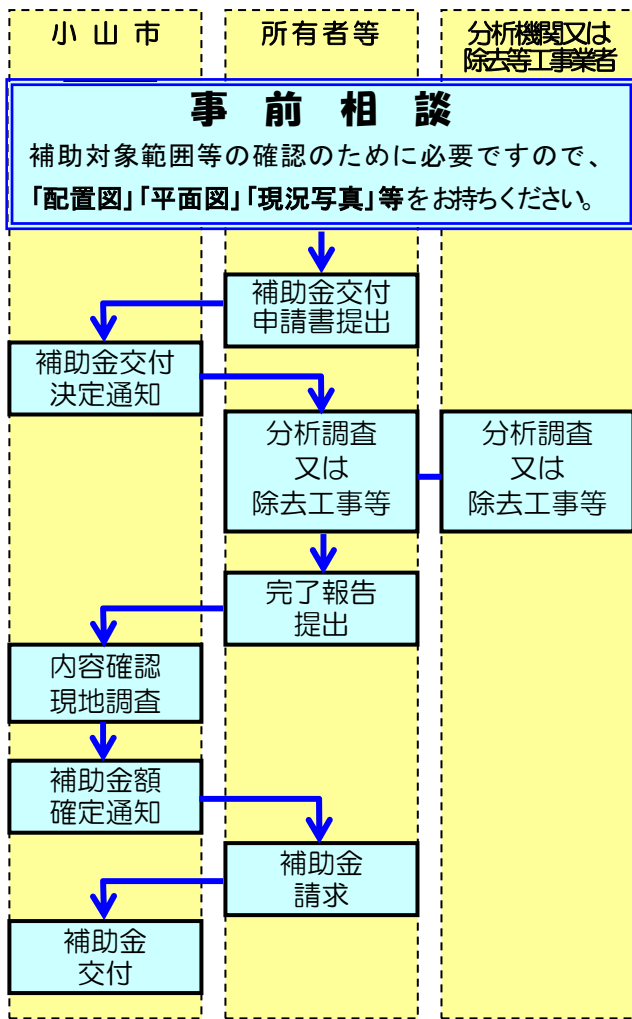
## 問合せ

〒323-8686 小山市中央町1丁目1番1号 4階

小山市 建築指導課 建築指導係

TEL：0285-22-9233 / FAX：0285-22-9685

### ◆補助申請の手続きの流れ◆



#### 補助対象者

建築物を所有又は管理している個人・企業・マンションの管理組合などが補助対象者となります。

### ◆補助についてのQ & A◆

Q (質問)	A (回答)
<b>Q1</b> 分析調査事業の補助対象となるものですか？	吹付けアスベスト、吹付けロックウール及び吹付仕上塗材以外でも、アスベスト含有の恐れがある吹付け建材は全て補助対象となります。
<b>Q2</b> アスベストなら全て除去等事業の補助対象になりますか？	補助の対象となるアスベストは、吹付けアスベスト又は吹付けアスベスト含有ロックウール（含有率 0.1%を超えるもの）となります。
<b>Q3</b> 既に、アスベストの除去を行いました。補助を受けることは可能ですか？	既に分析調査や除去工事等を行った場合、補助を受けることはできません。また、「補助金交付決定通知」を受ける前に分析調査や除去等に着手することはできません。
<b>Q4</b> 除去等事業のみの補助を受けることは可能ですか？	補助を受けることは可能です。その場合、既に行った分析調査の報告書を添付し、申請いただくこととなります。
<b>Q5</b> 解体を予定している建築物に対して、補助を受けることは可能ですか？	補助を受けることはできます。ただし、アスベスト等の除去相当分の費用について補助されず、解体費用に対するものではありません。
<b>Q6</b> 補助の対象者はだれですか？	建築物の所有者等で、次に掲げる以外の方が対象となります。 ・国、地方公共団体やこれらに準ずる者等 ・補助対象建築物について、他の補助を受けている方

### ご注意ください！ 事前に届出が必要です！

アスベスト（石綿）含有の吹付け材や保温材、耐火被覆材、断熱材などが使用されている建築物等を解体、改造、補修する作業（除去のほか、囲い込み、封じ込めを行う場合も対象）を行う場合は事前に届出が必要です。また、「改正石綿障害予防規則」が平成18年9月1日から施行されており、関係労働者の健康障害防止対策の充実を図るため、吹付けられた石綿等の封じ込め又は囲い込み作業に係る措置等の対策が強化されています。

### ◎ 「届出」については、各担当部署等にお問合せください。

特定粉じん排出等作業実施届出 (大気汚染防止法)	小山市 市民生活部 環境課 TEL 0285-22-9284 栃木県 小山環境管理事務所 環境対策課 TEL 0285-22-4309
建設工事計画届、建築物解体等作業届 (労働安全衛生法・石綿障害予防規則)	栃木労働基準監督署 TEL 0285-24-7766
建設リサイクル法による届出 (建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律)	小山市 都市整備部 建築指導課 TEL 0285-22-9233